

令和7年度

受付番号	種目番号	連絡先	委託担当 都市整備局 臨海部活性化推進課 担当者名 繁田 電話 045-671-4863
------	------	-----	--

## 設 計 書

1 委託名 令和7年度みなと大通り歩道空間活用実証実験企画運営業務委託

2 履行場所 横浜市中区

3 履行期間  
又は期限 ■期間 契約締結日 から 令和8年3月31日 まで  
□期限 年 月 日 まで

4 契約区分 ■確定契約 □概算契約

5 その他特約事項

6 現場説明 ■不要

□要 ( 月 日 時 分 場所 )

7 委託概要

別紙仕様書、内訳書のとおり

## 8 部 分 払

□ する ( 回以内)

■ しない

## 部 分 払 の 基 準

業 務 内 容	履 行 予定月	数 量	単 位	単 価	金 額

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額

※概算数量の場合は、数量及び金額を( )で囲む。

## 委 託 代 金 客 頁

¥ \_\_\_\_\_

## 内 訳 業 務 価 格

¥ \_\_\_\_\_

消費税及び地方消費税相当額

¥ \_\_\_\_\_

## 内 訳 書

名 称	形状寸法等	数 量	単 位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
実証実験計画策定		1	式			
実証実験の準備		1	式			
実証実験の実施		1	式			
広報企画・検討・実施		1	式			
アンケート調査等の実施・分析・取りまとめ		1	式			
関係機関調整		1	式			
報告書の作成		1	式			
諸経費		1	式			
合計（税抜）						

※ 概算数量の場合は、数量及び金額を（ ）で囲む

## 特記仕様書

### 1 適用

本仕様書は「令和7年度みなと大通り歩道空間活用実証実験企画運営業務委託」に適用する。

### 2 履行期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

### 3 履行場所

横浜市中区

### 4 業務目的

みなと大通りでは、令和2年に策定した「関内駅周辺地区エリアコンセプトプラン（以下、ACPという。）」に基づき、車道幅を狭めて歩行者・自転車通行空間を拡充する道路空間の再整備が進められています。当該整備は令和7年度中に完了する見込みですが、ACPで掲げられている「みなと大通りのシンボルロード化」の実現にあたって、拡幅された歩道空間を活用した、通りの連続的なにぎわいを創出していくことが今後の課題となっています。また、令和8年3月には旧市庁舎街区（BASEGATE 横浜関内）の開業が予定されており、沿道敷地と連携した公共空間の活用を図ることによる地区一体でのにぎわい創出が求められます。

本業務は、再整備により拡幅されたみなと大通りの歩道空間を活用した実証実験を、地域や沿道店舗、事業者等と連携して実施することで、活用する上での課題やニーズを把握とともに、活用の機運醸成を図り、今後の取組や体制の検討に生かすことを目的とします。

### 5 実証実験概要

#### (1) 実施日時

令和8年3月の平日・休日合わせて2日間程度（各日14時から22時程度を想定）

#### (2) 実施場所

みなと大通り（横浜市中区）のうち、関内駅南口交差点～県庁前交差点の歩道部分  
(活用箇所は別紙のとおり)

### 6 業務内容

#### (1) 実証実験計画策定

みなと大通りの歩道空間を活用した実証実験について検討を行い、計画書として取りまとめる。実証実験は、次の内容を満たすこと。

ア 地元まちづくり団体や沿道の店舗等と連携した、地域の特色（飲食、文化・芸術等）を活かしたにぎわい創出の取組の実施

イ BASEGATE 横浜関内の開業と連携したにぎわい創出の取組の実施

ウ イス・テーブル等の什器を設置するなど、滞留空間の創出による、公共空間の滞留性・快適性を向上させる取組の実施

エ 可動式の植栽や人工芝を用いたファニチャーを配置するなど、通りとして緑を感じられる空間演出の実施

なお、実施計画の作成にあたっては、地元まちづくり団体や沿道の店舗、事業者等と密な打合せを行い、計画に反映すること。また、関係機関協議等により、実証実験計画書の内容に変更が生じた場合は、委託者に相談の上、変更を行う。

(2) 実証実験の準備

実証実験に必要な資材、人員等の手配、物品購入等準備・調整を行う。

(3) 実証実験の実施

(1)の検討内容に基づき、実証実験を実施する。実証実験の実施については、実証前後の会場設営、撤去も含む。

(4) 広報企画・検討・実施

実証実験の実施に伴い、本実証の目的や実施内容について、沿道地権者や関係機関に加え、市内外の一般の方にも広く周知するため、広報の企画検討及び広報物の制作・配布等を行う。

(5) アンケート調査等の実施・分析・取りまとめ

実証実験の効果を把握できるように、アンケート調査等を実施・分析し、その内容を取りまとめる。

(6) 関係機関調整

検討・実施上必要となる関係機関の各種許可申請・書類作成等を行う。

(7) 報告書の作成

(1) から (6) の結果について、報告書に取りまとめる。

## 7 当日運営にあたっての留意事項

- (1) 一般道路利用者の安全確保
- (2) 資機材設営時の車両通行にあたっての、安全性確保
- (3) 疑義のある場合は委託者、道路管理者等と協議すること

## 8 適用約款等

受託者は、次の約款等を遵守しなければならない。

- (1) 委託契約約款
- (2) 個人情報取扱特記事項
- (3) 電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項

## 9 その他

- (1) 委託者と十分な協議を行いながら進めることとし、仕様書等に特に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、横浜市の契約規則や委託契約約款などの定めるところによるほか、別途協議の上、決定するものとする。
- (2) 実証実験実施中の天候等に起因する計画の変更について、隨時対応すること。
- (3) 本業務で知り得た情報については、「委託契約約款」を遵守し、十分に留意して管理を適切に行うこと。

- (4) 本業務の進捗管理等必要があるときは、打合せを行う。
- (5) 本件委託の履行に伴い発生する成果物に対する著作権は、すべて委託者に帰属する。  
ただし、受託者の著作権の行使につき、委託者の承諾または合意を得た場合はこの限りではない。
- (6) 受託者は、本委託業務にかかる著作者人格権を有する場合についても、これを行使しないものとする。
- (7) 委託業務に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを利用する場合には、使用の際、あらかじめ委託者に通知するとともに、第三者の間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、すべて受託者が負うこと。
- (8) 上記(5)、(6)、(7)の規定は、第三者に委託した場合においても適用する。受託者は、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任を負うこと。
- (9) 受託者は、本業務（再委託した場合を含む）を通じて知り得た情報を機密情報として取扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供しないこと。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じること。契約終了後もまた同様とする。
- (10) 業務内容及びその他必要事項について疑義が生じた際は、委託者と速やかに協議の上対応すること。
- (11) 自然災害や感染症等のやむを得ない事由により、予定業務の発注・契約ができない場合や、発注後であっても実証実験を中止または延期する場合がある。発注後の場合は、委託者と受託者との協議の上、契約内容を見直し、変更契約等を行う。
- (12) 仕様書に定める業務に要する経費は、特に記載がない場合、すべて本業務委託料に含むものとする。

## 【別紙】

